

三重県手話施策推進計画

最終案

三 重 県

平成 29年3月

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 基本理念
- 5 施策体系

第2章 施策の展開

- 1 基本的施策と具体的な取組
 - 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
 - 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
 - 施策3：手話の普及等【条例第10条】
 - 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
 - 施策5：事業者への支援【条例第12条】
 - 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】
- 2 数値目標

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理と見直し

参考資料

- 1 三重県における聴覚障がい者の数
- 2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況（全国）
- 3 三重県における登録手話通訳者の数
- 4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数
- 5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数
- 6 計画の策定経過
- 7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿
- 8 三重県手話言語条例（概要）

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指の動き、表情等により視覚的に表現される言語であり、我が国においては明治時代に始まり、ろう者をはじめとする、関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

しかしながら、大正時代に手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、聾学校では読唇と発音訓練を中心とする口話法が導入されたことから、手話が自由に使えず禁じられた歴史もありました。

三重県立聾学校では、昭和55年に聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れるとともに、平成5年以降は幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先駆けて手話を活用した指導及び支援に取り組んできました。

国際的には、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）において、手話が言語であることが明記されました。我が国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正など国内法の整備が進められ、平成26年には障害者権利条約が批准されました。

このような中、三重県では、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月30日、三重県手話言語条例（以下「条例」という。）を制定しました。

三重県において、身体障害者手帳（聴覚又は平衡機能障害）の交付を受けている方は、平成28年4月1日現在、約7,400人います。一方で、本県における登録手話通訳者は約120名にとどまっています。手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することなどが課題となっており、手話を使用しやすい環境を整備し、手話の普及等を図ることが求められています。

三重県における手話施策をさらに推進するため、条例に基づき、三重県手話施策推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

3 計画の期間

本計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合を保つため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

※ 現行の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は計画期間が平成 27 年度から平成 29 年度までであり、平成 29 年度に次期計画（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）を策定する予定です。

4 基本理念

手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざします。

5 施策体系

条例に定められた 6 つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

施策 1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第 8 条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

施策 2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第 9 条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

施策 3：手話の普及等【条例第 10 条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
- (2) 県職員に対する手話研修等の実施
- (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

施策 4：ろう児等の手話の学習等【条例第 11 条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
- (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

施策 5：事業者への支援【条例第 12 条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用

に関する合理的配慮への支援

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

＜施策の展開イメージ＞

基本理念

手話は、

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、
 - ②ろう者の情報取得、意思表示及び他人との意思疎通手段として必要な言語である、
- という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る



施策体系

- 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
- 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
- 施策3：手話の普及等【条例第10条】
- 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
- 施策5：事業者への支援【条例第12条】
- 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

◆第2章 施策の展開

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

(1) 県政情報の手話による発信等

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めます。

<具体的な取組>

① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映（戦略企画部）

テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組／月4回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。

② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保（戦略企画部）

県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。

③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施（戦略企画部）

ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。

④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保（各部局）

県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

⑤ 文化施設における情報保障の推進（環境生活部）

県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。

⑥ 選挙における情報保障の推進（選挙管理委員会）

政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。

⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進（健康福祉部）

誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出（健康福祉部）

ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。

（２）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施（健康福祉部）

手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。

② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討（健康福祉部）

ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。

（３）災害時等における手話による情報取得等のための措置

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 福祉避難所の確保促進（健康福祉部）

災害時等における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。

② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築（健康福祉部）

災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。

③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提

供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。

施策２：手話通訳を行う人材の育成等【条例第９条】

（１）手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めます。

＜具体的な取組＞

① 手話通訳者等の派遣事業の実施（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。

② 手話通訳者の人材育成推進（健康福祉部）

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。

③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施（健康福祉部）

登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進（健康福祉部）

手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。

⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等（健康福祉部）

市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。

⑥ 手話サークル団体の交流促進等（健康福祉部）

地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。

⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討（健康福祉部）

情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成（地域連携部）

平成33年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます。

施策3：手話の普及等【条例第10条】

（1）県民が手話を学習する機会の確保等

市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めます。

<具体的な取組>

① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載（健康福祉部）

三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。

② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発（健康福祉部）

手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。

③ イベント等を活用した手話の普及啓発（健康福祉部）

関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。

④ 県民向け手話講座の開催（健康福祉部）

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。

（2）県職員に対する手話研修等の実施

県職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行います。

＜具体的な取組＞

① 県職員及び市町職員に対する研修の実施（健康福祉部）

県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。

② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進（教育委員会）

県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座（ネットD E研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。

（3）幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することをふまえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 手話を学ぶ取組の実施（教育委員会）

小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。

② 手話に関する授業や活動する機会の充実（教育委員会）

高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。

③ 手話についての理解啓発の促進（教育委員会）

聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。

④ 人権学習指導資料の活用（教育委員会）

手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。

⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催（健康福祉部）

「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

<具体的な取組>

① ろう児に対する手話教育の環境整備（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。

② 教職員に対する研修の実施（教育委員会）

聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めます。

<具体的な取組>

① 保護者に対する手話講習会等の実施（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。

(3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めます。

<具体的な取組>

① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施（教育委員会）

聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。

② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等（健康福祉部、医療対策局、子ども・家庭局）

三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。

施策5：事業者への支援【条例第12条】

（1）事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めます。

＜具体的な取組＞

① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣（雇用経済部）

県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。

② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知（雇用経済部）

労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。

③ 観光施設等における情報保障の推進（観光局）

バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。

④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進（健康福祉部）

障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用に関する合理的配慮について周知を図ります。

⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知（医療対策局）

医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。

施策 6 : 手話に関する調査研究の推進【条例第 13 条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。

<具体的な取組>

① 手話に関する調査研究への協力（健康福祉部）

ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。

<参考>各施策の取組工程

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施策1: 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】					
(1) 県政情報の手話による発信等	手話付きテレビ情報番組の制作・放映 【新規】録画配信における手話の挿入				
	県庁見学等の来庁時における情報保障の確保				
	【新規】知事定例記者会見における手話通訳の実施				
	県のイベント・会議等における情報保障の確保				
	文化施設における情報保障の推進				
	選挙における情報保障の推進				
	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進				
	手話付き映像作品の製作・貸出				
(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等	三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施				
	【新規】ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討				
(3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置	福祉避難所の確保促進				
	聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築				
	災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進				
施策2: 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】					
(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充	手話通訳者等の派遣事業の実施				
	手話通訳者の人材育成推進 【新規】県南部地域での通訳者養成講座の検討等				
	手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施				
	手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進				
	【新規】手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等				
	手話サークル団体の交流促進等				
	【新規】ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討				
	【新規】第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた情報支援ボランティアの養成				

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施策3:手話の普及等【条例第10条】					
(1)県民が手話を学習する機会の確保等					【新規】県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載
					【新規】手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発
					【新規】イベント等を活用した手話の普及啓発
					【新規】県民向け手話講座の開催
(2)県職員に対する手話研修等の実施					【新規】県職員及び市町職員に対する研修の実施
					教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進
(3)幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進					手話を学ぶ取組の実施
					手話に関する授業や活動する機会の充実
					手話についての理解啓発の促進 【新規】リーフレットの作成による理解啓発
					人権学習指導資料の活用
					学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 【新規】子ども手話教室等の開催
施策4:ろう児等の手話の学習等【条例第11条】					
(1)ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上					ろう児に対する手話教育の環境整備
					教職員に対する研修の実施
(2)ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等					保護者に対する手話講習会等の実施
(3)聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保					乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施
					聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等
施策5:事業者への支援【条例第12条】					
(1)事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援					障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣
					雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
					【新規】観光施設等における情報保障の推進
					【新規】福祉サービス事業所等に対する周知の推進
					「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知
施策6:手話に関する調査研究の推進【条例第13条】					
(1)ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等					【新規】手話に関する調査研究への協力

2 数値目標

上記の施策を展開するにあたり、以下のとおり目標とすべき数値を設定します。

項目	現状 ※1	平成 32 年度 目標
登録手話通訳者数（県）	92人	120人
手話通訳者の派遣件数（県）	644件	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※2	59.4%	80%
ホームページアクセス数 ※3	—	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※4	約200人	1,000人

※1 「登録手話通訳者数（県）」及び「手話通訳者の派遣件数（県）」は平成 27 年度実績、「手話に触れたことのある子どもの割合」は平成 28 年度実績、「聾学校における保護者向け講習会の参加者数」は平成 27 年度実績（概数）

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

※3 県の手話言語条例ホームページのアクセス数

※4 「平成 32 年度目標」は平成 29 年度～平成 32 年度の累計

◆第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

「手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

(1) 県、市町及び関係機関等の役割等

- 県は、市町及び関係機関と連携・協力して、①手話を使用しやすい環境の整備の推進等、②観光地等において手話を使用しやすい環境の整備、③教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進に取り組みます。【条例第3条、第4条】
- 市町は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話通訳者等の派遣、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条～第11条】
- 関係機関は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条、第10条、第11条】
- 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとします。また、ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。【条例第5条】
- 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとします。【条例第6条】

(2) 県の体制

本計画に基づき、手話を使用しやすい環境の整備を推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 計画の進行管理と見直し

条例第7条第1項の規定に基づき、本計画は県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部と位置づけられることから、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進行管理と併せて、下記により、本計画に基づく各取組の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

また、本計画は平成32年度を目標年度として策定するものですが、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂や本計画の進捗等の状況変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜必要な見直しを行います。

① 計画 (Plan)

本計画により、県における、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県障害者施策推進協議会の手話施策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県障害者施策推進協議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

② 実行 (Do)

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働などの各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

③ 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等において報告し、施策の達成状況について、調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

④ 改善 (Act)

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

◆参考資料

1 三重県における聴覚障がい者の数

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳交付者数	74,181 人	73,776 人	73,852 人
聴覚・平衡機能障害	7,378 人	7,405 人	7,369 人
三重県人口	1,820,324 人	1,811,228 人	1,809,330 人

※出典：身体障害者手帳交付者数（健康福祉部調査）、三重県人口（戦略企画部調査）

いずれも各年 4 月 1 日現在

2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況(全国)

(複数回答)

区分	総数	補聴器や人工内耳等の補聴機器	筆談・要約筆記	読話	手話・手話通訳	その他	不詳
割合	100.0%	69.2%	30.2%	9.5%	18.9%	6.8%	5.9%

※出典：厚生労働省「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」

3 三重県における登録手話通訳者の数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録手話通訳者数（市町登録分を含む）	122 人	132 人	119 人

4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
手話通訳者養成講座の講師数	17 人	16 人	15 人

5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数

学部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
人数	23 人	31 人	14 人	24 人	6 人	98 人

※平成 28 年 5 月 1 日現在

6 計画の策定経過

三重県障害者施策推進協議会のもとに、専門委員9名で構成する「手話施策推進部会」（部会長：金城学院大学教授 林智樹氏）を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえて計画を策定しました。

平成28年	8月	第1回手話施策推進部会
	11月	第2回手話施策推進部会（中間案検討）
	12月	健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告
	12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年	2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
	3月	健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告
	4月～	条例の施行、計画に基づく施策推進

7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿

分野	委員名	所属・役職等
学識経験者	林 智樹	金城学院大学 教授
当事者団体	深川 誠子	三重県聴覚障害者協会 会長
	奥谷 勝幸	三重県立聾学校 PTA 前会長
手話関係団体	佐藤 俊通	三重県手話通訳問題研究会 会長
	松田 佳子	三重県手話サークル連絡協議会 会長
事業者団体	奥井 和彦	株式会社 東芝 四日市工場 総務部長
行政関係	中村 富美	伊勢市健康福祉部 参事 兼 高齢・障がい福祉課長
	森井 博之	三重県教育委員会 特別支援教育課長
	宮下 昌彦	三重県立聾学校 校長
オブザーバー	南野 忠夫	松阪市福祉事務所 松阪市子ども発達総合支援センター 所長 兼 障がいあゆみ課長

8 三重県手話言語条例(概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的遺産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
 - (ろう者・手話通訳者等)
 - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする